

令和4年度輸出環境整備推進委託事業
(畜肉エキスが含まれる食品の輸出に係る事前調査)
調査報告書

2023年1月31日
株式会社NTTデータ経営研究所

注意事項

本調査事業は、農林水産省からの委託で、株式会社NTTデータ経営研究所が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

この報告書に含まれるすべての情報は、調査時点で正確かつ信頼できるとされる情報源から調査・作成されたものですが、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社は、本報告書のいかなる部分に影響する誤り、不正確さ、脱落から生じるいかなる損失又は損害に対しても、一切の責任を負うものではありません。全ての情報は無保証で提供され、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社はここに含まれる情報の正確性又は完全性について、いかなる種類の保証も行いません。

畜肉エキ스가含まれる食品に関する諸外国・地域の輸入規制概要

畜肉エキ스가含まれる食品の輸入規制に関して、中国は輸出不可、香港・米国・台湾・タイ・マレーシアは各国の必要条件を満たした製品の輸出は可能である。

	米国	中国	香港	台湾	タイ	マレーシア
主な輸入規制	畜肉エキ스가含まれる食品は下記の認定施設から原料を調達する必要がある。 ・と畜場、食鳥処理場 ・牛肉・豚肉エキス製造施設 加えて、肉エキスを30%超を含む食品の製造施設も施設認定を受ける必要がある。 輸出国における家畜伝染病の状況に応じて、食肉検査証明書提出などの輸入規制条件が規定されている。多くの場合、APHISによる輸入許可証が必要	中国では、肉製品（牛、豚、鶏等）に関して特定の国からの輸入しか認めていない。 日本は輸入可能国に指定されていないため、輸出が不可となっている。 中国税関当局によると、畜肉エキ스가含まれる食品は肉類に該当するので、日本産品の輸入は認められないとの見解であった。	基本的には一般的な通関手続きで輸入が可能である。	CCCコード1603・2104.10.21などに規定する固体粉状スープなどの畜肉エキスを含む食品は輸入検査申請をすることにより輸入が可能である。 CCCコード2104.10.11に該当する液体スープ等のうち肉を含む食品は、家畜伝染病の発生地域か否かで動物検疫の観点での輸入規制がある。	BSEリスクのある牛肉製品を輸入する際は、保健省による製品成分ごとの規制に基づき、輸入許可が必要な場合がある。（豚肉・鶏肉製品にはこのような規制はない） 上記以外のブロス、カレーペースト等の食品は保健省によるリスクレベルに基づく分類ごとの品質基準、加工要件、表示条件などを遵守する必要がある。そのうえで、製造基準適合証明書、食品登録などの手続きを経て輸入が許可される。	HSコード1603・2104等に規定するスープ、ソース等の畜肉エキスを含む食品は輸入前通知・製品到着後の検疫検査局の検査・承認で輸入が可能となる。

畜肉エキ스가含まれる食品の輸出等に関する関係事業者の意向調査（まとめ）

畜肉エキ스가含まれる食品に関する関係事業者意向調査アンケート結果から、以下のような現状が判明した。

※ 畜肉エキ스가含まれる食品の製造事業者等を対象に2022年11月実施。52社から回答を得た。

輸出先国・地域

- 畜肉エキ스가含まれる食品の輸出先は、台湾、香港、シンガポール、タイの順に多い。
- 今後、畜肉エキ스가含まれる食品の輸出を希望する国・地域は、中国、米国、インドネシア、マレーシア、ベトナムの順に多い。

中国・米国向け

- 輸出希望の多い米国や中国については、
 - ・ 外国産畜肉エキスを使った食品を輸出している（4社）
 - ・ 米国又は中国の工場（自社又は委託）で畜肉エキスを使った食品を生産している（5社）との回答があった。

外国産エキス・代替品の使用、海外現地生産

- 畜肉エキ스가含まれる食品を輸出している19社のうち、
 - 畜肉エキスの代替品を使った食品を輸出： 8社
 - 外国産畜肉エキスを使った食品を輸出： 10社
 - 自社又は委託先工場で海外現地生産： 7社との回答があった。

畜肉エキ스가含まれる食品に関する企業ヒアリング結果（まとめ）

アンケート調査において、①畜肉エキスの代替品を使用、②外国産畜肉エキスを、③海外現地生産を実施のいずれか1つ以上に該当した5社にヒアリングを2022年12月実施。 ※ ①は4社、②は2社、③は1社が該当。

諸外国における畜肉エキ스가含まれる食品の輸入規制がクリアできたとしても、代替品や外国産畜肉エキス利用・海外現地生産をすることから、国内産畜肉エキスを利用する可能性は高いとの考えが多かった。

	畜肉エキスの代替品	外国産畜肉エキス	海外現地生産
使用・実施している理由	・畜肉エキ스가含まれる食品への輸入規制回避 － 米国、中国、オーストラリア、EU等 ・インドネシア・マレーシア等は宗教上の理由もある。	・期待した味が出せる。 ・国内産畜肉エキスよりも低価格 ・畜肉エキスの安定調達 ・一部に輸入規制回避のため	・コスト競争力の確保 ・現地の消費者の味覚に合わせるために現地の原材料を使う方が対応しやすい。 ・現地国での自社製品の浸透
課題又は実施していない理由	・畜肉エキスよりも味が薄く、コクがなく、味の奥行が出にくい。 ・代替品を使った製品を企画・製造をするノウハウ蓄積が不十分	・畜肉エキス輸入元国での家畜伝染病発生タイムリーな把握	・現状では、現地生産するほど現地国での売上規模が十分でないため。
国内産畜肉エキ스가輸入規制をクリアできた場合	・一部の国で輸入規制がクリアできても輸出处向け製品の規模の経済性を確保するため、代替品使用を継続	・輸入規制回避のために外国産を利用しているわけではないので、国内産への転換の可能性は低い。	・現地生産するなら、原材料は出来るだけ現地調達をする。